

病院勤務医・看護職員・その他医療従事者の 負担軽減及び処遇改善に資する体制

令和6年4月

当院では勤務医・看護職員・その他医療従事者の負担軽減及び処遇の改善・推進のため、定期的に検討委員会を開催しております。主な取り組みは以下の通りです。

勤務医の負担軽減及び処遇改善・推進のための取り組み事項

労働について	<ul style="list-style-type: none">・勤務計画上で連続当直を組まない勤務体制の実施・予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮・交代勤務制、複数主治医性の実施・育児介護休業法の規定措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
他職種との業務分担	<ul style="list-style-type: none">・看護師による造影剤静脈注射の実施・看護師による入院及び検査手順の説明・薬剤師による病棟の医薬品管理及び服薬指導・医師事務作業補助体制の業務拡大

看護職員の負担軽減及び処遇の改善・推進のための取り組み事項

労働について	<ul style="list-style-type: none">・時間外労働が発生しない業務量の調整・多様な勤務形態の導入・妊娠、子育て、介護中の看護職員に対する配慮・短時間正規雇用の看護職員の活用・夜勤負担の軽減・育児介護休業法の規定措置を活用した短時間正規雇用
他職種との業務分担	<ul style="list-style-type: none">・薬剤師の全病棟配置による医薬品管理・物品定数管理の促進・管理栄養士による栄養指導・看護補助者の増員による負担軽減・検査技師による入院患者の静脈採血・臨床工学技士による医療機器管理

医療従事者の負担軽減及び処遇改善・推進のための取り組み事項

- ・外来縮小【月平均逆紹介率40%】(逆紹介の推進)
- ・院内保育所【夜間帯の保育の実施(要望に対する実施100%)】
- ・医師事務作業補助体制の業務拡大
- ・病院勤務医の時間外、休日、深夜の対応について負担軽減及び処遇改善
- ・看護補助者の配置による看護職員の負担軽減
- ・入退院支援係に係る各部署の連携強化